

事業者名	東京ガスリノベーション株式会社
運営責任者	中村秀一
所在地	〒142-0043 東京都品川区二葉2-9-15 NFパークビル2F
電話番号	電話番号：03-6384-3381 受付時間：9:00～17:00（12月28日～1月5日を除く）
代金の支払時期、方法	商品代引（現金）/クレジットカード 商品の引渡しを完了した日に商品代引（現金）または、クレジットカード決済にてお支払いいただきます。
商品の引渡し日、工事日	商品の引渡しは工事完了日となります。工事日は工事請負契約締結後に個別に調整します。なお、工事日は原則工事請負契約締結日より90日以内に設定いたします。
見積有効期限	商品・工事ともに見積もり日から1ヶ月以内とします。
商品の販売数量の制限その他の販売条件、工事の提供条件	商品について、販売数量に制限がある場合がございます。購入数量の制限は設けておりませんが、ご注文内容や配送の都合でやむを得ず注文をお受けできない場合がございます。その際は別途お客さまへご連絡させていただきます。また、メーカーの急な供給停止など、不測の場合には商品を確保できない場合がございます。工事について、対応可能なエリア外における工事はお受けできません。
返品・交換・キャンセルについて	お客さまの都合による、工事請負契約締結後のご注文のキャンセルはお受けできません。引渡しを完了した商品について返品または交換はお受けできません。ただし、商品の引渡し前に販売者の責めに帰すべき事由による破損、汚損等の不良が判明した場合には商品または部品の交換をおこないます。引渡し後に発生した商品の不良は、メーカー既定の保証による修理対応、またはメーカー保証の対象外の場合、通常の修理対応となります。
申込みの期間、内容について	キャンペーン期間：2024年12月10日～25日 キャンペーン内容および適用条件：キャンペーン期間に、写真をアップロードの上Web見積りをお申し込みいただくと、Web見積り総額から3,000円割引いたします
電子メールアドレス	uchimado@tgrv.co.jp
契約不適合責任	<p>工事の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）があるときは、お客さまは、東京ガスリノベーションに対し相当の期間を定めて目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「修補等」という。）を求めることができます。ただし、東京ガスリノベーションは、お客さまに不相当な負担を課するものでないときは、お客さまが請求した方法と異なる方法により修補等を行うことができるものとします。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修補等に過分の費用を要するときは、お客さまは修補等を求めることができません。</p> <p>2前項に基づきお客さまが修補等を請求した場合において、相当の期間内に東京ガスリノベーションが修補を行わないときは、お客さまは、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができるものとします。</p> <p>3前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、お客さまは、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとします。</p> <p>①修補が不可能であるとき。 ②第1項ただし書後段により修補を求めることができないとき。 ③東京ガスリノベーションが修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。 ④東京ガスリノベーションが修補を行う見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>4前二項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修補費用を基準として行うものとします。</p> <p>5お客さまは、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、東京ガスリノベーションに対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして東京ガスリノベーションの責めに帰することのできない事由により生じたときはこの限りではありません。</p> <p>6お客さまは、引渡しを受けたときから2年間（契約不適合が東京ガスリノベーションの故意または重大な過失によって生じたときは10年間）、本条に定める権利を行使できます。ただし、お客さまが、権利を行使できることを知った日から6か月以内に、東京ガスリノベーションに対し、権利行使の意思表示をしないときはこの限りではありません。</p> <p>東京ガスリノベーションは、次の各号の一によって生じた契約不適合については、その責任を負わないものとし、お客さまは、当該契約不適合に係るお客さまの権利を行使することができないものとします。</p> <p>①お客さまの支給材料・貸与品 ②お客さま又はお客さまの指定する者に指定された工事材料・設備の機器の性質 ③お客さま又はお客さまの指定する者に指定された施工方法 ④その他お客さまの責めに帰すべき事由</p> <p>2前項の場合であっても、施工について適当でないことを知りながらお客さまに通知しなかった場合は、東京ガスリノベーションはその責めを免れることはできないものとします。</p>

販売価格等については、見積りのご依頼をいただきましたら、お見積りの上、メールにより遅滞なく提供いたします。